

## 「神戸市墓地経営許可等取扱要綱の一部改正（案）」の概要

### 1 改正の趣旨

神戸市では、現在、市立墓園における墓地の需給状況や、自然環境への影響を伴う乱開発の防止等の観点から、地方公共団体以外による新たな墓地の経営を認めていませんが、近年の墓地に対する市民ニーズの変化を踏まえ、従来の地形や自然環境を生かした墓地（自然回帰型墓地）に限り、公益財団法人、宗教法人等に新たな墓地経営を認めることとするため、神戸市墓地経営許可等取扱要綱の一部を改正します。

### 2 改正の概要

#### ① 墓地経営の制限（第4条、別表第3）

- ・「自然回帰型墓地の基本的な考え方」を新たに定め、公益財団法人や宗教法人等がこの考え方に適合した墓地を経営する場合、新たな墓地の経営を許可することとします。

#### ② 墓地の基準（第5条、別表第4、別表第1）

- ・自然回帰型墓地の設計基準を新たに定め、焼骨の埋蔵にカロート等を使用しないことや、人工物を用いた墓標は設置しないこと、案内板・ベンチ等の人工物は安全性、景観に配慮して設置することなどを規定します。
- ・良好な自然環境の保持等を目的として設定している墓地設置禁止地域について、自然回帰型墓地においてはその規制対象外とする規定を追加します。
- ・公益財団法人や宗教法人等が自然回帰型墓地を経営する場合、その所在地は主たる事務所等が存する土地等とすることを設置基準として追加します。

### 3 施行予定日

令和8年1月

別表第3（第4条関係）

自然回帰型墓地の基本的な考え方

- 1 従来の地形や自然環境を生かすなど、自然回帰志向に沿った墓地とすること
- 2 焼骨を地中に埋蔵すること
- 3 焼骨の埋蔵には、自然分解しない容器等を使用しないこと
- 4 焼骨を埋蔵する地上からの深さや、埋蔵した焼骨の自然分解に必要と想定する期間等を予め定めること
- 5 予定する埋蔵量に対して十分な埋蔵区域の面積を確保すること
- 6 自然環境を維持し保全するための計画を定めること

別表第4（第5条第2号関係）

自然回帰型墓地設計基準

- 1 カロート等の埋蔵用の構造物は設置しないこと
- 2 人工物を用いた墓標は設置しないこと
- 3 案内板やベンチ等の人工物を設置する場合は、安全性及び墓地区域内の景観に配慮すること
- 4 駐車場を設ける場合、墓域との境界に生垣等の分離帯を設けること
- 5 墓域内参道は、歩行に支障がないよう適切な処置を講ずること
- 6 埋蔵区域は、予め地質調査を行うこと
- 7 焼骨を埋蔵した箇所を記録すること
- 8 その他関係法令を十分に把握し、必要な手続き、協議等を行うこと
- 9 前項に掲げるもののほか市長が必要と認めること

(参考)

別表第 1 (第 5 条第 1 号関係)

墓地設置禁止区域

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項第 7 号の風致地区
- 2 自然公園法（昭和32年法律第161号）第 5 条第 1 項の国立公園
- 3 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第 1 項の保安林
- 4 砂防法（明治30年法律第29号）第 2 条により指定された土地の区域
- 5 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
- 6 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域
- 7 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域
- 8 環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第28号）第95条第 1 項の規定により指定された環境緑地保全地域
- 9 神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例（平成 9 年 3 月条例第 50号）第58条第 1 項の文化環境保存区域
- 10 神戸市市民公園条例（昭和51年 4 月条例第16号）第27条第 1 項の市民の木と一体となった土地の区域及び市民の森
- 11 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成 3 年 4 月条例第 2 号）第 4 条第 1 項の緑地の保存区域
- 12 前項に掲げるもののほか市長が必要と認める区域